

自殺対策関連事業概要一覧

施策別取組1 地域におけるネットワークの強化

| 事業名 | 事業概要 | 対象 | 担当課 |
|--------------------------|--|-----------------------|------------------|
| 健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議 | 健康福祉総合計画の進捗管理に加えて、保健、医療、福祉、教育など様々な分野のサービスや地域の活動による支援が、相互に連携して機能するための検討や調整を行う会議 | - | 地域支援課 |
| こころの健康庁内連携会議 | こころの健康や自殺対策事業とその状況について情報共有のために設置された会議 | - | 健康課 |
| 子育て支援ネットワーク | 児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。 | - | 子ども家庭支援センター |
| 保幼小中連携事業 | 特別な支援を要する児童・生徒等について、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」を活用し、保育園・幼稚園・小学校・中学校等で情報共有し、スムーズな移行を図る。 | 市内在住の未就学児、児童生徒及びその保護者 | 教育支援課 |
| 若者サポート推進連絡会議 | 支援を必要とする若者に対して、関係部署が連携しながら切れ目なく総合的に支援できるよう、会議を通じた情報交換や連絡調整を行う。 | - | 障害者福祉課 児童青少年課 |
| 地域自立支援協議会 | 学識経験者、当事者、福祉事業者、一般市民をメンバーとした協議会を開催している。専門部会として、はたらく部会、くらす部会、相談支援部会、権利擁護部会、当事者部会の5つの部会がある。 | - | 障害者福祉課 |
| 地域包括ケア推進協議会 | 地域包括ケアを推進するため、介護保険被保険者、学識経験者、医療関係者、介護保険事業者、地域福祉関係者等により地域包括ケアの推進に関する事項、地域包括支援センターの運営に関する事項、地域密着型サービスに関する事項の審議等を行う。 | 主に市内在住の65歳以上の方 | 高齢者支援課 |
| 見守り・孤立防止ネットワーク | 「見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体（住宅供給系、サービス提供事業者）によるそれぞれの通常業務のなかでの異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組みに加え、ひとり暮らし高齢者の増加や消費者被害、認知症、生活困窮者等の課題にも連携して対応している。 ※生活困窮者自立支援庁外ネットワークを兼ねている。 | 主に市内在住の65歳以上の方 | 高齢者支援課 |

施策別取組2 生きることへの促進要因への支援

| 事業名 | 事業概要 | 対象 | 担当課 | |
|--------------|--|--|------------------|-----|
| 母子保健事業 | ベビーサロン(赤ちゃん相談室) | 月齢・年齢に応じた育児上の悩みや、健康上の問題を解決できるよう、保健師をはじめとする専門職が健康相談及び健康教育を行う。また、孤立しがちな母子に対して、友達作りや情報交換の場を提供し、育児の仲間づくり及び自主グループの育成を図り、子育てを支援する。 | 1か月健診終了後～1歳未満の乳児 | 健康課 |
| | 1歳6か月児フォロークラス | 1歳6か月児保育相談、乳幼児発達相談において成長発達上経過観察が必要と認められた幼児とその保護者に対し、毎月2回、保健センターで実施(集団遊び、保健指導、心理相談等) | 成長発達上経過観察が必要な幼児 | 健康課 |
| | 3歳児フォロークラス | 3歳児健康診査において成長発達上、集団活動による経過観察が必要と認められた幼児とその保護者に対し、保健センターで実施(自由遊び、テーマ遊び、個別相談) | 成長発達上経過観察が必要な幼児 | 健康課 |
| | 親支援グループミーティング | こんにちは赤ちゃん訪問、乳児健診、保健師の地区活動などにおいて保健師が要支援と判断した家庭の母親に対し、育児不安の軽減や育児スキルの向上、孤立感の解消と仲間づくりを図るためグループミーティングを実施 | 0歳児を持つ要支援家庭の母親 | 健康課 |
| プレママのひろば | 妊娠5か月以上の妊婦を対象に、出産後の育児がイメージできるように実際の赤ちゃんを見てもらいながら、保育所職員と妊婦同士で交流するひろばを市内認可保育所等で実施 | 妊娠5か月以上の妊婦 | 子ども育成課 | |
| あかちゃんのひろば | 0歳～1歳3か月の赤ちゃんを子育てしている方が集えるひろば。保護者同士の交流、保育士への相談、育児に役立つ情報提供の場。市内各保育所等で実施。 | 0歳～1歳3か月の赤ちゃんを子育てしている方 | 子ども育成課 | |
| 子育てひろば事業 | 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施 | 子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及び保護者。施設によって対象年齢は異なる) | 子ども政策課 | |
| 利用者支援事業(基本型) | 子ども・子育て支援新制度における、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業。 | 子ども及びその保護者等、または妊娠している方 | 子ども政策課 | |
| 一時保育・一時預かり | 通院や仕事等で一時的に保育ができないときや、子育てから離れてリフレッシュしたいときなどに保育施設で一時保育を実施。一時保育のほかに、幼稚園で行っている在園児対象の預かり保育等がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ●一時保育: 生後3か月～未就学児(施設による) ●一時預かり(幼稚園): 在園児 ●一時預かり(いずみのひろば): 生後6か月～小学6年生 | 子ども育成課 | |

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| ファミリー・サポートセンター事業 | 子どもの預かり等の援助を受けたい方、(ファミリー会員)と子どもの預かり等の援助をしてくださる方(サポート会員)とが会員となり、相互援助活動を行う会員組織である。センターのアドバイザーが両会員のマッチング・調整等を行い、活動を支援する。 | 市民の方で、生後6か月から小学校6年生までのお子さんがいる方 | 子ども政策課 |
| 障害児支援サービス | 児童福祉法等に基づき、主に障害児に以下の支援を行う。 ・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 | 18歳未満 | 障害者福祉課 |
| みどりのこども館事業 | 同館において療育・相談を行い、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障害児等及びその家族の福祉の向上を図る。 | 18歳未満 | 障害者福祉課 |
| 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 特別の教科道徳、学級活動(ホームルーム活動)、保健(保健体育)等の学習と関連させ(各学校で年間1単位時間以上実施)、DVD教材等を活用したSOSの出し方に関する教育の実施 | 市立小中学校児童、生徒 | 指導課 |
| いじめ防止対策事業 | 各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、及び年3回のアンケートの実施「武蔵野ガイダンスプログラム」や「武蔵野スタートカリキュラム」等を活用 | 市立小中学校児童、生徒 | 指導課 |
| 適応指導教室(チャレンジルーム) | 不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置し、学校復帰や社会的自立に向けて学習や集団活動などの指導・支援を行う。 | 市内在住の小中学校の児童生徒 | 教育支援課 |
| 若者サポート事業 | 人とのつながりや「次のステップ」に踏み出す足がかりを求めている若者に、相談の場と安心して参加できる活動の場を提供する。個別相談をしながら、学習や体験を通して自分の進路を探していく支援を行う。 | 概ね15～18歳の武蔵野市または隣接市区在住の方 ご家族や関係者など、本人以外からの相談も受け付けしている。 | 児童青少年課 |
| 引きこもりサポート事業 | 社会参加に向けて悩みをもつ若者とその家族を対象に、電話相談・来所相談・訪問相談を行っている。コミュニケーションを目的として、フットサルや社会参加体験のワークショップを開催。家族セミナーや講演会等を開催。 | 概ね15歳～40歳未満 | 障害者福祉課 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活保護には至らない生活困窮者に対し、課題の解決に向けて、本人の意思を尊重した支援計画を作成し、関係機関との連携しながら定期的な支援を行う。 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方 | 生活福祉課 |
| | 生活困窮者住居確保給付金支給事業 | 生活困窮者のうち、離職等により、現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったもの等に対し、求職活動中に住居の喪失を防止するために、家賃相当額(上限額あり)の給付金を有期で支給する。支給期間は原則3か月。求職の状況により支給期間の延長・再延長が可能。最長9か月間。 | 65歳未満で、離職後2年以内であり、住宅を失ったかたまたは失うおそれのある方。収入・資産、年齢要件あり。また、ハローワークでの就職を目指した活動を行うこと等の要件あり |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|-------|
| 生活困窮者支援 | 生活困窮者学習支援事業 | 貧困の連鎖を防ぐため、対象児童・生徒に対し無料で学習の機会を提供することにより、基礎学力の定着と向上及び高校進学・中退防止を支援する。 | 生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、生活困窮世帯の小学校3～6年生、中学校1～3年生及び前年度に事業を利用した高校1年生～3年生。収入・資産要件あり。 | 生活福祉課 |
| | 生活困窮者就労準備支援事業 | 「社会との関わりに不安がある」等すぐに就労が困難な生活困窮者に対し、1年以内を支援期間として、就労に必要な知識及び能力の向上のために、生活自立支援、社会自立支援又は就労自立支援の訓練を行う。 | 65歳未満であり、雇用による一般の就業が困難な方。収入・資産、年齢要件あり | 生活福祉課 |
| | 生活困窮者家計改善支援事業 | 家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。 | 家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善に関する支援又は家計管理能力を高める支援を受ける必要がある方 | 生活福祉課 |
| 日中一時支援事業 | 障害のある方が、日中に市と協定を結んだ障害福祉サービス事業所において活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練や支援を行う。 | 概ね小学生以上～65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 障害者福祉サービス | 障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、支援施設若しくはサービス事業所への通所や、居宅を訪問することにより、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。 | 概ね65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 障害者就労支援事業 | 障害のある方の職業相談、就職準備支援、職場定着支援などをハローワーク、福祉施設、市役所などと連携を図り、社会的、経済的な自立を進めるために、企業への就労をサポートする。 | 障害がある、またはあると思われる方（障害の種類・手帳の有無は問わない）。就職を希望する方、またはすでに就職している方。 | 障害者福祉課 | |
| 障害者福祉センター事業 | 障害者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障害者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障害者の自立や社会参加を促進する。（市より指定管理を受けた事業所が実施） | 概ね18歳以上65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 障害者地域活動支援センター事業 | 障害のある方に対して創作的活動又は生産活動、社会との交流等の機会を提供するとともに、生活するうえでの相談、助言、指導及び関係機関との連絡調整および、市直営の基幹相談支援センターとの連携を図る。 | 概ね18歳以上65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 重度心身障害児者在宅レスパイト事業 | 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づく各種の援護を行う。保護者の介護負担の軽減や休養を図るため、訪問看護師が自宅を訪問し、医療ケア等を一定時間代替する | 概ね65歳未満 | 障害者福祉課 | |

| | | | | |
|--------------|---|---|------------------|--------|
| 障害者ショートステイ事業 | 障害者の保護者が病気等で緊急に介護ができなくなった時や保護者の介護疲労等を取り除くため、福祉施設等に一時入所を依頼するもの。(保護者または家族の病気・事故・冠婚葬祭等で介護が受けられなくなった場合や、保護者の介護疲労等を取り除くため、在宅の心身障害者が一時的に施設を利用することにより、家庭生活の安定と、障害者福祉の増進を図る。) | 概ね65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 生きがい活動事業 | いきいきサロン事業 | 地域住民団体やNPO法人、民間事業者等が概ね65歳以上の高齢者を対象に、5名以上、週1回以上集まる場で介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動(2時間程度)に対し、市がその団体等へ補助・支援を行うことで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的とする事業 | 概ね65歳以上の方 | 高齢者支援課 |
| | テンミリオンハウス事業 | 地域の実情に応じた共助の取り組みを行う市民団体や特定非営利活動法人などに対して、年間1000万円(テンミリオン)を上限とする補助を行い、施設運営を通じて高齢者へのサービスを行っている。介護保険制度を使わずに、地域で見守りや社会とのつながりが必要な高齢者等の生活を総合的に支援 | 主に65歳以上の方(全世代型) | 高齢者支援課 |
| | 地域健康クラブ | 健康維持・増進と社会参加への動機づけ、仲間づくりを目的として市内18か所で実施している事業 | 市内在住の60歳以上の方 | 高齢者支援課 |
| | シニア支え合いポイント制度 | 65歳以上の市民を対象(年度中に65歳に到達する市民も対象)に、協力施設・団体が定めた活動に参加した方に対してポイントを付与し、獲得したポイントを寄付やギフト券等に還元することができる制度 | 年度中に65歳以上に到達する市民 | 地域支援課 |

施策別取組3 自殺対策を支える人材の育成

| 事業名 | 事業概要 | 対象 | 担当課 |
|--------------------|---|--------------------|------------|
| ゲートキーパー研修 | 庁内相談窓口の職員や市の関係機関職員等を対象として精神疾患及び自殺に関する知識、精神疾患のある方及び自殺念慮のある方への対応方法について研修を実施することで、職員の対応能力の向上を図るとともに、窓口相談や教育現場での悩み、SOSに気づける人材養成を行う。 | 市職員、市関連団体職員、民生児童委員 | 健康課 人事課 |
| 精神障害者支援ホームヘルパー現任研修 | 精神障害者に関する知識や支援スキルを学習し、より適切な支援を行うため、ホームヘルパーを対象に研修会を開催する。 | 【原則】 市内在住・在勤 | 障害者福祉課 |

施策別取組4 住民への周知・啓発

| 事業名 | 事業概要 | 対象 | 担当課 |
|--------------------------|---|----|--------|
| 市民こころの健康支援事業(出前講座・テーマ講座) | ・テーマ講座:自殺対策強化月間に合わせて年2回、自殺防止に関する講演会を開催する。 ・出前講座:メンタルヘルスに関する様々な内容について、市内の各種団体・教育機関・組織・グループなどからの要請に応じ、専門の講師を派遣 | 市民 | 障害者福祉課 |

| | | | |
|----------------|--|----|---------|
| 精神保健福祉啓発事業 | 精神保健福祉の普及啓発(精神保健福祉講演会の開催) | 市民 | 障害者福祉課 |
| 女性に対する暴力をなくす運動 | 国は毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までを「女性に対する暴力をなくす運動」としており、女性の人権尊重のため、DV・デートDV、セクハラ、売買春等女性に対する暴力の問題に関する取り組みや意識啓発を図ることを目的に、講座やパネル展、関連図書展示等を実施する。 | 市民 | 市民活動推進課 |
| ワークライフバランスの推進 | 仕事と生活の調和の実現に向け、一人ひとりの働き方や生き方を見直すため、講座・講演会や男女平等推進情報誌『まなこ』等にてワーク・ライフ・バランス防止の周知・啓発を行う。 | 市民 | 市民活動推進課 |

施策別取組5 相談支援事業の充実

| 事業名 | 事業概要 | 対象 | 担当課 |
|----------------------|--|---|---------|
| 市民こころの健康支援事業(相談支援) | 市民生活において、自殺に追い込まれる原因となるような多重債務、職場や学校でのいじめ、家庭での虐待など、さまざまな問題について精神保健福祉士が対面及び電話相談を行う。 | 市民 | 障害者福祉課 |
| 健康相談・健康なんでも相談 | 【健康相談】 健診の結果票の見方や生活習慣病予防など、健康状態や相談内容に応じて専門職が助言等を行う。 【健康なんでも相談】 健康に関するさまざまな相談を電話で受け付ける。 | 【健康相談】 40歳から64歳の市民 【健康なんでも相談】 市民 | 健康課 |
| 民生児童委員への相談 | 福祉に関する幅広い相談を受けたり、相談の内容に応じ市の窓口や関係機関への橋渡しをするなど、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようお手伝いをしている。 | 市民 | 地域支援課 |
| 女性相談 | 女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員弁護士が相談を受ける。 | 市民 | 市民活動推進課 |
| 妊婦面接 | 専任の保健師などが面接をし、妊娠中の疑問や不安に答える。子育て中も地域で安心して生活していけるよう、妊娠期から一人ひとりに寄り添い地域とつなぐサポート。転入した妊婦にも市の子育て情報の提供をする。 | 妊婦 | 健康課 |
| このとり学級 | 親となる心構えを伝え、妊娠中の不安の解消を目的に実施し、孤立しがちな母親同士の地域での仲間づくりも援助する。 | 初妊婦(16週～31週)およびそのパートナー | 健康課 |
| 妊産婦訪問 こんにちは赤ちゃん訪問 | 妊娠届、出生通知票により対象者を把握し、保健師及び訪問指導員が妊産婦の健康保持と、新生児の健康な発育のために訪問指導を行う。 | 妊産婦、生後4か月までの乳児 | 健康課 |

| | | | | |
|---------------|---|--|--|-----|
| 母子保健事業 | 妊婦健康診査 | 妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等、母・児の障害予防を目的として実施。受診票14枚を交付。 | 妊婦 | 健康課 |
| | マタニティ安心コール | 安心して赤ちゃんを迎えられるよう、出産・育児に関することや市内での子育て支援に関して、専任の保健師等が直接相談に応じる。相談直通電話。 | 妊婦 | 健康課 |
| | 産後電話 | 出産後の赤ちゃんの様子について、市の担当保健師等から電話連絡する。産後の不安な時期の相談に対応。 | 産婦、生後4か月までの乳児 | 健康課 |
| | 産後支援訪問 | 助産師等専門職が訪問し、母親の身体的回復と心理的な安定を図り、産後うつ予防・早期発見・重症化予防、産後早期の不安を軽減する。また、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。 | 生後4か月未満の乳児がいる家庭で産後訪問事業による支援が必要と認められるもの | 健康課 |
| | 専門職による家庭訪問・個別相談 | 各種事業で把握された要支援家庭に対して、家庭訪問、面接、電話相談等で継続支援を行う。 | 要支援家庭 | 健康課 |
| | 育児学級 | 乳幼児期の離乳食や育児についての基本的な知識の習得、育児経験や地域での交流の少ない母親に対し交流の場を設けている。 ・はじめて教室：概ね4か月から6か月の乳児（第1子）と親 ・もぐもぐ教室：概ね7か月から8か月の乳児（第1子）と親 ・かみかみ教室：おおむね9か月から11か月の乳児（第1子）と親 | 概ね4か月から11か月の乳児（第1子）とその親 | 健康課 |
| | 乳幼児健診 | 疾病、障害等をもつた児を早期に発見し適切な保健指導を行い、児の健康保持及び増進に努める。 ①乳児健康診査（3～4か月児）（6・9か月児） ②1歳6か月児健康診査 ③3歳児健康診査 | 乳幼児とその母親 | 健康課 |
| | 乳幼児発達相談 | 乳幼児健診等の結果、発育上経過観察が必要とされた乳幼児を対象に医師の診察、専門職による相談を行っている。 | 各健診等で経過観察が必要とされた乳幼児 | 健康課 |
| 子ども家庭支援センター事業 | 子育て総合相談事業、児童虐待防止等の支援を要する子育て家庭に対してのサポートを行っている。 | 0～18歳未満の子どものいる家庭 | 子ども家庭支援センター | |
| ひとり親家庭支援事業 | 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な問題についての相談を受けている。 | 0～20歳未満の子どものいるひとり親家庭 | 子ども家庭支援センター | |

| | | | | |
|-----------------------------------|---|---|-----------------------------|--------|
| 教育支援センターの運営 (教育相談及び学校派遣 相談) | 子どもの教育上の悩みや心配事に関する 相談を、教育相談員(臨床心理士)が電話 あるいは来所形式で対応している。 また、市立小中学校に週1回、教育相談 員を「学校派遣相談員」として派遣してい る。 | 【電話・来所相談】 幼児から18歳程度 の子ども及びその 保護者 【学校派遣相談】 市内小中学校の児 童生徒及びその保 護者 | 教育支援課 | |
| スクールソーシャルワ ーカー事業 | 社会福祉等の専門的な知識や技術を有す るスクールソーシャルワーカーが、さまざ まな課題を抱えた児童生徒に対し、当該 児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、 関係機関等とのネットワークを活用する などして、課題解決への対応を図る。 | 市内小中学校の児 童生徒及びその保 護者 | 教育支援課 | |
| 障害者虐待防止センター 事業 | 障害者虐待に関する通報・相談窓口の設 置 | 概ね65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 障害者基幹相談支援セ ンター事業 | 総合的な相談支援(難病含む障害対応) 、相談支援事業者への専門的な指導、助 言、人材育成、ネットワーク構築などの事 業を行う。虐待防止センターの機能も兼ね ている。 | 概ね65歳未満 | 障害者福祉課 | |
| 高齢者 総合 相談 | 高齢者なんでも電話 相談 | 高齢者の日常生活や介護に関する悩み・ 不安・疑問など24時間365日、専門職の相 談員がお話を伺って、市のサービスや窓 口を案内する事業。 | 市内在住の高齢者 及びその家族 | 高齢者支援課 |
| | 高齢者安心コール 事業 | 主にひとり暮らし高齢者の孤立防止、安否 確認を目的として、専門職等が週1回、決 まった曜日・時間帯に電話による訪問を行 う事業 | 市内在住で65歳以 上のひとり暮らしの 方 | 高齢者支援課 |
| 在宅介護・地域包括支援 センター | 在宅介護などに関するさまざまな相談を 受けたり、各種の介護支援サービスの情 報提供・総合調整を行う。市内に6か所開 設されている。 | 市内在住の65歳以 上の方 | 高齢者支援課 | |
| 家族介護支援事業 | 家族で介護しているかたの負担軽減のため、 市内の在宅介護・地域包括支援セン ターやデイサービスセンターにおいて、家 族介護者の交流の場の提供や、介護につ いての講座等を行っている。 | 高齢者を介護して いる家族 | 高齢者支援課 | |